

平成25年10月15日

## 健康保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部が改正されました。

(健康保険の被扶養者に関する届出及び国民年金の第三号被保険者に関する届出の方法の追加)

平成25年10月1日に、「健康保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年厚生労働省令第118号)が公布されました。

その改正の趣旨及び概要等について、次のとおりお知らせします。

### 第1 改正の趣旨

健康保険の被扶養者に関する届出及び国民年金の第三号被保険者に関する届出の一部について、利用者の利便性の向上及び行政の事務処理の効率化の観点から、現行の届書の提出又は電子申請による方法に加え、届書の記載事項を記録したCD、DVD等の送付による方法を可能とすること。

### 第2 改正の概要

- 1 以下の届出(1)は、厚生労働大臣又は健康保険組合が支障がないと認めた場合に限る。)について、CD、DVD等の送付による届出を可能とすること。
  - (1) 健康保険の被扶養者の届出
  - (2) 国民年金の第三号被保険者の資格取得の届出
  - (3) 国民年金の第三号被保険者の資格喪失の届出
  - (4) 国民年金の第三号被保険者の死亡の届出
  - (5) 国民年金の第三号被保険者の種別変更の届出
  - (6) 国民年金の第三号被保険者の配偶者に関する届出
- 2 1の届出は、健康保険の被扶養者又は国民年金の第三号被保険者を扶養する者を使用する事業主等を経由して行うものとされているが、CD、DVD等の送付により届出を行う場合には、当該事業主等は、事業主等の氏名又は名称、事業主の名称及び所在地、届出の件数を記載した書類を添えなければならないものとする。
- 3 被保険者は、CD、DVD等の送付により1の(2)から(6)までの届出を行う場合には、記録すべき氏名に振り仮名を付すとともに、届出の年月日を記録しなければならないものとする。

### 第3 施行期日

公布の日(平成25年10月1日)から施行する。

現在のところ、具体的な取扱いは決まっていますが、CD、DVD等の送付による届出を希望される事業主様は、事前に兵庫県建築健康保険組合にお申し出いただきますよう、お願いします。